

◎ 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設等を規定

【法令名】

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和2年5月29日 号外第106号 3ページ
【法令番号】	令和2年5月29日 法律第33号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※1及び2については公布の日から起算して3月を経過した日〔令和2年8月29日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 外国法事務弁護士等による国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理の規定の整備</p> <p>(一) 「国際仲裁事件」の定義規定の見直し 「国際仲裁事件」は、民事に関する仲裁事件であって、次のいずれかに該当するものをいうこととした。 (第2条第11号関係)</p> <p>(1) 当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）等を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に本店等を有する者であるものを含む。）</p> <p>(2) 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの</p> <p>(3) 外国を仲裁地とするもの</p> <p>(二) 「国際調停事件」の定義規定の新設 「国際調停事件」は、民事に関する調停事件（民事に関するあっせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人等又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であって、概ね前記(一)(1)又は(2)のいずれかに該当するものをいうものとする旨の規定を設けることとした。（第2条第11号の2関係）</p> <p>2 外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和 職務経験要件について、外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国</p>

法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、当該弁護士等に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して2年を限度として外国弁護士としての職務の経験とみなすこととした。(第10条第2項関係)

3 弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人制度の創設等

(一) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設 (第6章関係)

(1) 設立

弁護士及び外国法事務弁護士は、第6章の定めるところにより、共同して、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立することができることとした。(第68条関係)

(2) 社員の資格

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員は、弁護士又は外国法事務弁護士でなければならないものとし、業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者など一定の事由に該当する者は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となることできないこととした。(第70条関係)

(3) 業務の範囲

弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、弁護士法第3条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができることとした。

(第71条関係)

(4) 業務の執行

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の弁護士である社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、全て業務を執行する権利を有し、義務を負うものとし、第62条の規定は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の外国法事務弁護士である社員の業務の執行について準用することとした。(第74条関係)

(5) 法律事務所

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の事務所は、法律事務所と称することとし、その名称中に当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人の名称を用いなければならないこととした。(第77条関係)

(6) その他、外国法事務弁護士である社員の資格の表示及び権限外法律事務の取扱いについての業務上の命令及び不当関与の禁止等の規律を定めるとともに、所要の規定を設けることとした。

(二) 他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併 (第7章関係)

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人について、他の種類の法人への変更及び他の種類の法人との合併に関する規定を設けることとした。(第 81 条、第 82 条関係)</p> <p>(三) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴う外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正</p> <p>(1) 題名を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」とすることとした。(題名関係)</p> <p>(2) 目的に弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とすることを加えるなど所要の改正を加えることとした。 (第 1 条関係)</p> <p>(3) その他、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に対する懲戒について、弁護士法人と概ね同様の規律を定めることとした。 (第 8 章第 3 節関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 (昭和 61 年法律第 66 号) ・ 弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) ・ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) ・ 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律 (昭和 50 年法律第 94 号) ・ 戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号) ・ 金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) ・ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) ・ 公害紛争処理法 (昭和 45 年法律第 108 号) ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成 20 年法律第 33 号) ・ 公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号) ・ 刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) ・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) ・ 土地家屋調査士法 (昭和 25 年法律第 228 号) ・ 社会保険労務士法 (昭和 43 年法律第 89 号) ・ 特定複合観光施設区域整備法 (平成 30 年法律第 80 号) ・ 税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) ・ 信用保証協会法 (昭和 28 年法律第 196 号)

WestlawJapan 法令あらし

- ・住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）
- ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）
- ・少年院法（平成 26 年法律第 58 号）
- ・少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）
- ・国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）
- ・国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）
- ・登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）
- ・通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）
- ・特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）
- ・貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）
- ・債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）
- ・弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）
- ・総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）
- ・判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成 16 年法律第 121 号）
- ・会社法（平成 17 年法律第 86 号）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
- ・犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成 18 年法律第 87 号）
- ・信託法（平成 18 年法律第 108 号）
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
- ・特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成 23 年法律第 126 号）